



2012年3月15日 第2012-016号
 【発行】 J A M
 【発行責任者】 宮本 礼一
 【編集】 政策政治グループ
 03-3451-2425
 E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

東日本大震災の影響を受けた事業主に新特例制度 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

厚生労働省は、東日本大震災の影響により以前に比べて売り上げや生産量が減少している事業主に助成金が利用できる新たな特例を設けました。

ただし、同震災の影響を受けた事業主に対する特例のうち、生産量または売上高の確認期間

を「最近1カ月」とする特例措置は、2012年3月10日で終了し、「最近3カ月」となります。また、円高の影響を受けている事業主に対し「最近1カ月」としている確認期間短縮の特例は継続します。

東日本大震災の影響を受けた事業主に対する新しい特例

- 1. 特例対象事業主
 - 被災地事業主〔災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主〕
 - 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野に所在する事業所の事業主
 - 被災地関連事業主
 - 上記の事業所と・定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主
 - 2次下請等事業主
 - 上記の事業主と・定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主

- 2. 特例の内容
 - 生産量または売上高の減少の確認期間と助成対象要件

最近3カ月の平均	比較	その直前の3カ月の平均	5%以上減少
		前年同期の3カ月の平均	5%以上減少
		前々年同期の3カ月の平均	10%以上減少

- 3. 特例の利用開始期間
 - 開始は2012年3月11日～2013年3月10日の一年間

- 4. 問合せ
 - 最寄りのハローワーク